

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件

原告 竹本 修三 外1962名

被告 国 外1名

## 証 拠 説 明 書

(第33準備書面関係)

2017年(平成29年)4月10日

京都地方裁判所 第6民事部合議はA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人  
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
341	行政文書不開示決定通知書及び対応する開示請求書 原	2016.12.26	原子力規制委員会委員長(開示請求書部分は弁護士渡辺輝人)	原子力規制委員会で東京電力作成にかかる「15年報告」が不開示とされ、その根拠が「取得しておらず、保有していないため。」とされたこと
342	行政文書不開示決定通知書及び対応する開示請求書 原	2017.2.14	資源エネルギー庁長官(開示請求書部分は弁護士渡辺輝人)	原子力安全・保安院が所属していた資源エネルギー庁で東京電力作成にかかる「15年報告」が不開示とされ、その根拠が「保有していないため」とされたこと

以上